

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鈴鹿市長 末松 則子

市町村名 (市町村コード)	鈴鹿市 (24207)
地域名 (地域内農業集落名)	栄地区 区域① <small>(磯山町久保田、広見。五祝町大縄、東前、南浦、里西、高縄手、古屋敷。秋永町大門、横縄、大垣、藏久、五反田、一ツ谷、赤郷、染野)</small>
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月6日 (第1回)

注1: 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2: 「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

水田区画が小さい、農道が狭い、用排水兼用水路のため排水が悪いなど、収益性の高い効率的な農業を行うには耕作条件が整っていない環境である。また、農業者の高齢化、後継者不足が進んでいる。

【地域の基礎データ】主な作物：水稲、小麦、大豆、野菜

(2) 地域における農業の将来の在り方

南部に位置する栄地区については、稲作が中心に農業が行われている。このように地域の特色を生かしながら農業に取り組んでいるが、他の地域と同様、農業従事者の高齢化、後継者不足の中で、今後の農業のあり方を考えていく必要がある。

そのため、当計画において、新規就農者の掘り起こしを行い、地域農業の担い手として育成、支援を図る。

また、水稲等を中心とした担い手に対しては、基盤整備事業等により農地の集積・集約化を図り、高付加価値化、低コスト化など、経営改善を図る農業者を担い手として位置付ける。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	97.84 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	97.84 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	0.00 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方 (範囲は、別添地図のとおり)

市街化調整区域内に存在する農地台帳に登録された農地を、農業利用が可能な農用地等の区域として設定した。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
地区内農地はその大半が基盤整備事業により整備される計画であり、土地改良区及び関係機関と連携しつつ、事業計画に定める経営体育成計画等に基づき認定農業者への集積及び集約化を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
基盤整備事業内農地は機構への貸付が条件となる。その他の農地についても機構貸付を促進する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
令和4年度に県営事業（高度水利機能確保基盤整備事業）が事業採択され、現在取り組みをすすめている。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
関係機関と連携し、地域内外から多様な経営体の情報を集め、相談があった場合には農地をあっせんするなど、相談から定着まで切れ目のない取り組みを行えるよう検討する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域の農地の管理については、JA鈴鹿等と連携をすることで、農作業委託も含めて適切に管理していく手法を検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ⑧ 担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、出荷・調製施設など農業用施設の集約化を進める。